

平成 27 年 7 月 28 日

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案が 閣議決定されました

大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止、条約その他の国際約束の履行等の観点から、経済産業省において外国為替及び外国貿易法に基づく輸出管理を行っており、個別の規制については同法に基づく外国為替令及び輸出貿易管理令で規定をしています。

今般、①2014 年の国際輸出管理会合における合意等に基づく技術及び貨物の追加・削除等、②水銀に関する水俣条約の担保に係る貨物の追加等に関して、外国為替令及び輸出貿易管理令の所要の改正が本日閣議決定されましたので、お知らせします。

1. 改正の概要

- ・ 国際輸出管理会合における合意等を国内において着実に実施するため、輸出規制等の対象となる技術及び貨物の追加・削除等の改正をします。(外国為替令(以下「外為令」という。)別表及び輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第一関係)
- ・ 水銀に関する水俣条約(以下「水俣条約」という。)において、輸出規制の対象となる水銀等の追加等の改正をします。(輸出令別表第二関係)

具体的な内容は以下のとおりです。

<外為令別表関係>

- セラミック等の設計等に係る技術の規制対象内容を変更【外為令別表の五の項(三)の改正】
- 芳香族ポリアミド繊維の製造に係る技術について、規制対象から削除【外為令別表の五の項(六)の削除】

<輸出令別表第一関係>

- 推進薬の制御装置に用いられるガスタービンについて、規制対象に追加【輸出令別表第一の四の項(五)の改正及び(五の二)の新設】
- チタンのほう化物又はセラミックの半製品等について、規制対象内容を変更【輸出令別第一の五の項(十三)の改正】
- 信号発生器について、規制対象内容を変更【輸出令別第一の七の項(十二)の改正】

○ 潜水艇等の船舶について、規制対象内容を変更【輸出令別第一の一三の項(一)の改正】

○ 人工衛星等の制御等のために必要な装置で地上に設置されるものについて、規制対象に追加【輸出令別第一の一三の項(二の二)の新設】

<輸出令別表第二関係>

○ 水俣条約に規定する水銀等について、規制対象に追加【輸出令別表第二の三五の四の項の新設】

※ 上記外為令及び輸出令の改正に伴い、関連する省令・告示等についても改正する。

2. 今後の予定

公布：平成 27 年 7 月 31 日(金)

施行：平成 27 年 10 月 1 日(木)(外為令別表及び輸出令別表第一関係)

水俣条約が我が国において効力を生ずる日(輸出令別表第二関係)

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部

○貿易管理課長 高見

担当者：熊野、渡部（輸出令別表第二関係）

電話：03-3501-1511(内線 3241～5)

03-3501-0538(直通)

○安全保障貿易管理課長 奥家

担当者：青木、小松（外為令別表及び輸出令別表第一関係）

電話：03-3501-1511(内線 3271～4)

03-3501-2800(直通)